

令和6年6月～ 福祉・介護職員等処遇改善加算に係る届出書等の提出について 【対象：京都市を除く府内市町村に所在する障害福祉サービス等事業者】

令和6年6月から、福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の3つの加算が福祉・介護職員等処遇改善加算に一本化されることに伴い、令和6年度分の計画書を提出されている事業所は、新たに書類を提出いただく必要があります。

つきましては、下記に御留意の上、必要書類を提出していただきますようお願いします。

記

1 提出先（別添提出窓口一覧参照）

事業所所在地を所管する保健所

※令和6年4月に加算体制届を提出された提出先と同様の窓口に提出してください。

※複数事業所のうち、一部が京都市内に所在する場合は、別途京都市に提出する必要がありますが、受付は既に終了しています。詳細は、[京都市障害保健福祉推進室ホームページ（外部リンク）](#)を御確認願います。

2 提出書類

（1）提出書類

①介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書

令和6年4月に御提出いただいた内容から変更がなくても、再度御提出をお願いします。

②介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）

令和6年6月以降版の様式がありますので、そちらを御提出ください。

③処遇改善計画書（別紙様式2）

令和6年4月に「別紙様式2－3 個票（令和6年6月以降分）」を提出されていない場合にのみ御提出が必要です。

（2）提出様式

[京都府ホームページ（外部リンク）](#)からダウンロードしてください。

（3）留意事項

※ 処遇改善加算等を取得する際に提出した計画書に変更があった場合には、別紙様式4の変更に係る届出書を御提出ください。

※ 事業の継続を図るために福祉・介護職員等の賃金を下げる特別な事情がある場合は、別紙様式5の特別な事情に係る届出書を御提出ください。

※ その他算定要件に関わる追加の資料の提出を依頼する場合があります。

3 提出期限等

（1）提出期限

令和6年6月14日（金）消印有効

（2）提出方法

提出窓口への持参又は郵送

※ 本届出書等の提出に対し、京都府から受理通知等は発行いたしません。受理確認が必要な場合は、控えと返信用封筒（切手を貼ったもの）を同封してください。

（3）相談窓口

【福祉・介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター】

電話番号：050-3733-0230

受付時間：9:00～18:00（土日含む）